

株 主 各 位

第 2 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第 2 期

- ①事業報告の事業の経過及び成果、財産及び損益の状況
- ②連結計算書類の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
- ③計算書類の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
- ④連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、監査等委員会の監査報告

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.diaelec-hd.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

DCダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

・ 全般的概況

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）における世界経済は、米中貿易摩擦による中国経済の減速に加えて、当第4四半期における新型コロナウイルス感染症の拡大により急減速しました。国内経済におきましては、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きがみられ、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、消費税増税後の需要の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、消費マインドは大きく冷え込み、景気は後退局面に入りました。当社グループにおきましても、緊急事態宣言等の政策により米国、インド、インドネシアの各工場が操業を停止する等、大変厳しい情勢下を堪え忍びながら当連結会計年度末を迎えることとなりました。

このような状況の下、当社グループは、田淵電機株式会社の仲間化以来、「車と家をものづくりでつなぐ」を新たなビジョンとして掲げ、将来の新規事業展開を見据えた収益構造の見直しを図りつつ、現地生産能力の拡充等グローバル対応力の強化や省エネ技術を中心とした研究開発投資に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は710億12百万円（前期比27.7%増）、営業利益は5億11百万円（前期比13.9%減）、経常利益は1億43百万円（前期比63.4%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は17億76百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益1億43百万円）となりました。これは、主に、太陽光発電用パワーコンディショナの販売が好調であったこと及び拠点の統廃合をはじめとする経費節減対策に一定の効果があつた一方、自動車機器事業の販売低迷、材料費の上昇及び特別損失として製品補償損失、事業構造改革費用、減損損失、貸倒引当金繰入額を計上したことによるものであります。

・ 事業別概況

(自動車機器事業)

自動車機器事業は、日系メーカー様を中心とした新規取引獲得もありましたが、米国及び日本国内における販売低迷、モデルチェンジによる販売終了等に加え、感染症拡大に対する各国の規制により、一部工場の操業を停止したこともあり、売上高331億39百万円（前期比13.7%減）となりました。利益面でも上記売上高減少の影響を受け、セグメント利益は50百万円（前期比97.3%減）となりました。

(電子機器事業)

電子機器事業につきましては、自動車機器事業と同様に工場操業停止の影響がありましたが、太陽光発電用パワーコンディショナの販売好調等により、売上高378億72百万円（前期比120.1%増）となりました。利益面でも上記売上高の増加の影響及び諸施策を推し進めた結果、セグメント利益は19億1百万円（前期比672.7%増）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高（百万円）	前期比増減（%）	構成比（%）
自動車機器（点火コイル他）	33,139	△13.7	46.7
電子機器（制御リレー他）	37,872	120.1	53.3
合計	71,012	27.7	100.0

(2) 財産及び損益の状況

区分	第78期 (2017年3月期)	第79期 (2018年3月期)	第1期 (2019年3月期)	第2期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高（百万円）	58,151	57,996	55,610	71,012
経常利益（百万円）	2,212	2,313	391	143
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	731	1,019	143	△1,776
1株当たり当期純利益（円）	203.22	282.58	39.78	△340.43
総資産（百万円）	34,591	34,783	53,761	51,183
純資産（百万円）	7,868	7,390	8,745	6,111
1株当たり純資産額（円）	1,730.99	2,016.34	1,972.26	877.13

(注) 参考として、ダイヤモンド電機株式会社第78期及び第79期の連結会計年度における数値を記載しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,838	流動負債	24,897
現金及び預金	7,798	支払手形及び買掛金	7,939
受取手形及び売掛金	9,974	電子記録債務	2,746
電子記録債権	309	短期借入金	8,171
有価証券	87	1年内償還予定の社債	30
商品及び製品	4,650	1年内返済予定の長期借入金	1,980
仕掛品	839	リース債務	134
原材料及び貯蔵品	5,913	未払金	1,592
その他	3,274	未払法人税等	149
貸倒引当金	△8	賞与引当金	102
固定資産	18,344	製品保証引当金	230
有形固定資産	13,465	その他	1,821
建物及び構築物	3,468	固定負債	20,174
機械装置及び運搬具	5,244	社債	30
土地	3,267	長期借入金	14,581
建設仮勘定	695	リース債務	358
その他	789	長期未払金	147
無形固定資産	368	退職給付に係る負債	864
のれん	54	資産除去債務	211
その他	314	繰延税金負債	837
投資その他の資産	4,510	長期前受収益	3,121
投資有価証券	2,456	その他	22
長期貸付金	3	負債合計	45,071
繰延税金資産	703	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	288	株主資本	7,111
その他	1,278	資本金	137
貸倒引当金	△220	資本剰余金	8,201
資産合計	51,183	利益剰余金	△243
		自己株式	△983
		その他の包括利益累計額	△1,112
		その他有価証券評価差額金	△120
		為替換算調整勘定	△914
		退職給付に係る調整累計額	△77
		非支配株主持分	112
		純資産合計	6,111
		負債・純資産合計	51,183

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		71,012
売 上 原 価		60,196
売 上 総 利 益		10,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,304
営 業 利 益		511
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	20	
補 助 金 収 入	24	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	43	
受 取 賃 借 料	36	
そ の 他	89	233
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	161	
為 替 差 損	264	
支 払 手 数 料	55	
そ の 他	120	601
経 常 利 益		143
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	8	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	42	
減 損 損 失	251	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	219	
製 品 補 償 損 失	518	
事 業 構 造 改 革 費 用	422	
そ の 他	91	1,554
税金等調整前当期純損失(△)		△1,407
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	436	
法 人 税 等 調 整 額	△179	257
当 期 純 損 失 (△)		△1,664
非支配株主に帰属する当期純利益		112
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,776

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日 残高	100	5,737	1,623	△56	7,405
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	37	37			74
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,776		△1,776
剰余金の配当			△90		△90
自己株式の取得				△982	△982
株式交換による増減		2,426		54	2,481
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	37	2,464	△1,867	△927	△294
2020年3月31日 残高	137	8,201	△243	△983	7,111

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年4月1日 残高	△22	△298	44	△277	64	1,552	8,745
連結会計年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							74
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△1,776
剰余金の配当							△90
自己株式の取得							△982
株式交換による増減							2,481
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△97	△616	△121	△835	△64	△1,440	△2,340
連結会計年度中の変動額合計	△97	△616	△121	△835	△64	△1,440	△2,634
2020年3月31日 残高	△120	△914	△77	△1,112	-	112	6,111

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称
ダイヤモンド電機株式会社
新潟ダイヤモンド電子株式会社
Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)
Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)
金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)
DE Diamond Electric India Private Limited (インド)
Diamond Electric (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)
Diamond Electric Asia Pacific Co.,Ltd. (タイ)
Diamond Electric Korea Co.,Ltd. (韓国)
PT.Diamond Electric Indonesia (インドネシア)
PT.Diamond Electric Mfg Indonesia (インドネシア)
田淵電機株式会社
田淵電子工業株式会社
タイ国田淵電機(タイ)
香港田淵電機有限公司(中華人民共和国)
東莞田淵電機有限公司(中華人民共和国)
上海田淵変圧器有限公司(中華人民共和国)
ベトナム田淵電機(ベトナム)
米国田淵電機(米国)
- ・連結の範囲の変更
ダイヤモンドビジネス株式会社は、当連結会計年度において清算終了したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
Diamond Electric Luxembourg S.a r.l. (ルクセンブルク)
Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
他1社
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 3社
- ・主要な会社等の名称
韓国トランス株式会社
煙台東山電機有限公司
江西碧彩田淵変圧器有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
Diamond Electric Luxembourg S.a r.l. (ルクセンブルク)
Diamond Electric Vietnam Co., Ltd. (ベトナム)
他1社
- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	12月31日 ※1
金剛石電機(蘇州)有限公司(中華人民共和国)	12月31日 ※1
金剛石電機国際貿易(蘇州)有限公司(中華人民共和国)	12月31日 ※1
上海田淵変圧器有限公司(中華人民共和国)	12月31日 ※2
東莞田淵電機有限公司(中華人民共和国)	12月31日 ※2

※1：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※2：連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券……………原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産……………国内連結子会社は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また在外連結子会社は主として移動平均法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産除く)

国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	5年～50年
機械装置及び車両運搬具	2年～13年
工具、器具及び備品	2年～15年

無形固定資産(リース資産除く)

- ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

製品保証引当金……………製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- I. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- II. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- III. 小規模企業における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- I. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- II. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引、銅スワップ取引）
ヘッジ対象……………製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務、外貨建予定取引、外貨建借入金
- III. ヘッジ方針
「為替リスク管理規定」に基づき、為替相場の変動リスクを回避するため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。
- IV. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ期間を通じて相場変動の影響を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- I. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- II. 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、2021年3月期より連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けました。また、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 2015年1月16日改正）および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号2015年1月16日改正）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理および表示をしております。
連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する事項

IFRS第16号「リース」

国際財務報告基準を適用している子会社は、当連結会計年度の期首より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、借手のリース取引については、原則すべてのリースについて使用権資産及びリース債務を認識するとともに、使用権資産の減価償却とリース債務に係る支払利息を計上しております。

IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従って、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

本基準の適用に伴い、当連結会計年度の期首において、有形固定資産の「その他(純額)」に含まれる使用権資産が98百万円、流動負債の「リース債務」が71百万円、固定負債の「リース債務」が27百万円それぞれ増加しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している有形固定資産	建物及び構築物	862百万円
	機械装置及び運搬具	1,155百万円
	土地	1,720百万円
	受取手形及び売掛金	802百万円
	合計	4,540百万円
上記有形固定資産のうち工場財団抵当に供している資産	建物及び構築物	340百万円
	機械装置及び運搬具	1,155百万円
	土地	427百万円
	合計	1,923百万円
担保に係る債務	短期借入金	874百万円
	長期借入金	784百万円
	(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
	合計	1,658百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 33,144百万円

(3) 財務制限条項

① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

II. 2021年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額を、2020年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

III. 2021年3月期第2四半期会計期間末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額	6,500百万円
借入実行残高	5,655百万円
差引額	845百万円

- ② 取引銀行5行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2017年3月期第2四半期連結会計期間末日及び2017年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円以上に維持すること。
 - II. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - IV. 各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
借入実行残高 1,875百万円
- ③ 取引銀行2行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
借入実行残高 1,000百万円
- ④ 株式会社りそな銀行と金銭消費貸借契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2018年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - II. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - III. 2018年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
 - IV. 2018年3月期末日から2020年3月期末日までににおける連結損益計算書に記載される売上高の金額を、債務者が提出した2017年3月20日付「事業計画書」に示される売上高の、それぞれ90%（2018年3月期）、80%（2019年3月期）、70%（2020年3月期）を維持すること。
借入実行残高 500百万円
- ⑤ 株式会社三菱UFJ銀行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、新規に実行する借入の利率が変更になることがあります。
- I. 2018年3月決算期を初回とする各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年3月期末日における純資産の部の合計金額又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高いほうの75%以上に維持すること。
 - II. 2018年3月期末日を初回とする各連結会計年度末日における連結損益計算書の経常損益及び税引後当期純損益をいずれも損失としないこと。
借入実行残高 522百万円

- ⑥ 取引銀行5行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2019年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - II. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,818百万円又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- | | |
|------------------|----------|
| シンジケートローンの借入実行残高 | 1,041百万円 |
|------------------|----------|
- ⑦ 取引銀行7行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2019年3月期末日及び2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。
 - II. 2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
 - IV. 借入人及びその子会社等（田淵電機株式会社及びその子会社等を除く。）は、エージェント及び多数貸付人の事前承諾なく、本契約締結日以降各連結会計年度における各四半期連結会計期間末日時点において、田淵電機株式会社及びその子会社等宛貸付金の合計金額を5億円超としないこと。
- | | |
|--------|----------|
| 借入実行残高 | 2,812百万円 |
|--------|----------|
- ⑧ 取引銀行2行と実行可能期間付タームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2020年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - II. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- | | |
|--------|----------|
| 借入実行残高 | 1,400百万円 |
|--------|----------|
- ⑨ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。
- I. 2020年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
 - II. 2021年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
 - III. 2021年3月期第2四半期連結会計期間末日、2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- | | |
|--------------|----------|
| シンジケートローンの総額 | 3,175百万円 |
| 借入実行残高 | 2,611百万円 |
| 差引額 | 563百万円 |

(4) 債権流動化による譲渡残高

受取手形及び売掛金

453百万円

電子記録債権

93百万円

(5) 訴訟事項等

2013年7月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、当社の子会社のダイヤモンド電機株式会社及び米国子会社に対して複数の集団訴訟が提起されているほか、一部顧客と損害賠償に関する交渉を行っております。当該訴訟の結果として、当社グループの経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する事項

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額
点火機器生産設備	本社	工具、器具及び備品	19百万円
		ソフトウェア	4
合計			23

用途	場所	種類	金額
電子機器生産設備	鳥取工場	機械装置及び運搬具	102百万円
	本社	工具、器具及び備品	11
	東莞田淵電機有限公司	建物及び構築物	46
合計			160

用途	場所	種類	金額
共用資産	鳥取工場	工具、器具及び備品	58百万円
	本社	工具、器具及び備品	9
合計			67

(資産のグルーピングの方法)

当社は、事業用資産については管理会計において資産と対応し、継続的に収支把握のなされている単位をグルーピングの基礎として、遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。なお、連結子会社については会計単位を基礎としてグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

点火機器生産設備は、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としております。

電子機器生産設備は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を零としております。

共用資産は、営業損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額の算定にあたっては、不動産鑑定士による鑑定評価を基準とした正味売却価額により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 7,733,401株

(2) 配当金支払額等

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	45	12.5	2019年3月31日	2019年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38	5.0	2020年3月31日	2020年6月29日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関及び公的機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、資金調達に係る流動性のリスクにおいては、各事業部からの報告に基づき経理部が資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保及び緊急の資金需要に対応するために、取引銀行とコミットメントライン契約の締結等により流動性リスクを管理しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,798	7,798	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,974	9,974	-
(3) 電子記録債権	309	309	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的債券	391	391	-
②その他有価証券	507	507	-
資産計	18,981	18,981	-
(1) 支払手形及び買掛金	7,939	7,939	-
(2) 電子記録債務	2,746	2,746	-
(3) 短期借入金	8,171	8,171	-
(4) 未払金 (1年内期限到来の長期未払金を除く)	1,592	1,592	-
(5) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	60	59	△0
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	16,562	16,563	1
(7) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	493	498	5
(8) 長期未払金 (1年内期限到来の長期未払金を含む)	147	147	-
負債計	37,712	37,718	6

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債 (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、並びに(4) 未払金（1年内期限到来の長期未払金を除く）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(6) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(7) リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）、並びに(8) 長期未払金（1年内期限到来の長期未払金を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,644百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	877円13銭
1株当たり当期純損失(△)	△340円43銭

8. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

(株式交換による田淵電機株式会社の完全子会社化)

当社は、2019年5月27日開催の当社の取締役会及び当社の連結子会社である田淵電機株式会社の取締役会において、2019年10月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、田淵電機株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決議し、2019年10月1日付で株式交換を実施し、田淵電機株式会社を完全子会社化いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称	田淵電機株式会社
事業の内容	電子機器用変成器、電源機器及び電子機器等の製造販売

② 企業結合日

2019年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を完全親会社、田淵電機株式会社を完全子会社とする株式交換

④ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社の完全子会社となることにより経営資源の結集をさらに強化し、当社グループ会社各社が保有するコア技術の蓄積・共有や販売チャンネルの相互活用など経営資源を迅速に効率よく運用し、企業価値の向上を図ることを目的としています。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式の企業結合日の時価	4,455百万円
取得原価		4,455百万円

(4) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

当社の普通株式1株：田淵電機株式会社の普通株式0.1株

② 株式交換比率の算定方法

当社は深井コンサルティング株式会社、田淵電機株式会社は株式会社ベルダコンサルティングを第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

③ 交付した株式数

4,050,264株(内訳：当社新株発行4,005,641株、当社自己株式44,623株)

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金の金額

2,931百万円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,804	流動負債	6,633
現金及び預金	623	短期借入金	5,780
有価証券	87	関係会社短期借入金	442
前渡金	1	1年内返済予定の長期借入金	238
前払費用	49	未払金	115
未収入金	229	未払費用	15
関係会社短期貸付金	3,685	未払法人税等	41
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	117	固定負債	5,185
その他	10	長期借入金	5,185
固定資産	14,355	負債合計	11,819
投資その他の資産	14,355	(純資産の部)	
投資有価証券	364	株主資本	7,340
関係会社株式	13,422	資本金	137
出資金	0	資本剰余金	6,575
関係会社長期貸付金	547	資本準備金	4,443
その他	20	その他資本剰余金	2,132
		利益剰余金	632
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	627
		繰越利益剰余金	627
		自己株式	△3
		純資産合計	7,340
資産合計	19,159	負債・純資産合計	19,159

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	1,250
営 業 費 用	812
営 業 利 益	437
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	24
そ の 他	0
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	42
為 替 差 損	34
支 払 手 数 料	49
そ の 他	0
経 常 利 益	126
税 引 前 当 期 純 利 益	335
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	74
法 人 税 等 調 整 額	7
当 期 純 利 益	82
	253

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
					繰越利益 剰余金		
2019年4月1日 残高	100	-	2,138	2,138	-	469	469
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					4	△95	△90
当期純利益						253	253
自己株式の取得							
株式交換による増減		4,406	△5	4,400			
新株の発行（新株予約権の行使）	37	37		37			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	37	4,443	△5	4,437	4	158	162
2020年3月31日 残高	137	4,443	2,132	6,575	4	627	632

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合計		
2019年4月1日 残高	△56	2,651	64	2,716
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△90		△90
当期純利益		253		253
自己株式の取得	△2	△2		△2
株式交換による増減	54	4,455		4,455
新株の発行（新株予約権の行使）		74		74
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△64	△64
事業年度中の変動額合計	52	4,689	△64	4,624
2020年3月31日 残高	△3	7,340	-	7,340

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 満期保有目的債券 | 原価法 |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

当社は、2021年3月期より連結納税制度を適用することについて、国税庁長官の承認を受けました。また、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（実務対応報告第5号 2015年1月16日改正）および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（実務対応報告第7号2015年1月16日改正）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理および表示をしております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

Diamond Electric Mfg. Corporation（米国）の金融機関からの借入に対する保証	174百万円
タイ国田淵電機（タイ）のリース取引に対する保証	137百万円
田淵電子工業株式会社のリース取引に対する保証	107百万円
合計	419百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	220百万円
短期金銭債務	105百万円

(3) 財務制限条項

① 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行7行とシンジケーション方式による短期コミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

I. 2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

II. 2021年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額を、2020年3月期第2四半期会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定を控除した金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

III. 2021年3月期第2四半期会計期間末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

コミットメントラインの総額	6,500百万円
借入実行残高	5,655百万円
差引額	845百万円

② 取引銀行7行とコミット型シンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2019年3月期末日及び2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、4,770百万円以上に維持すること。
- II. 2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2020年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- III. 2019年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- IV. 借入人及びその子会社等（田淵電機株式会社及びその子会社等を除く。）は、エージェント及び多数貸付人の事前承諾なく、本契約締結日以降各連結会計年度における各四半期連結会計期間末日時点において、田淵電機株式会社及びその子会社等宛貸付金の合計金額を5億円超としないこと。

借入実行残高	2,812百万円
--------	----------

③ 当社は、連結子会社であるダイヤモンド電機株式会社を保証人とし、取引銀行6行とシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- I. 2020年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、2019年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額、又は直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- II. 2021年3月期第2四半期連結会計期間末日及びそれ以降の各連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額を、直近の連結会計年度の第2四半期連結会計期間末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額の75%以上に維持すること。
- III. 2021年3月期第2四半期連結会計期間末日、2021年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

シンジケートローンの総額	3,175百万円
借入実行残高	2,611百万円
差引額	563百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,250百万円
一般管理費	331百万円
営業取引以外の取引高	26百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	3,587株
------	--------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	88百万円
未払費用	4百万円
未払事業税	13百万円
その他の	0百万円
繰延税金資産小計	107百万円
評価性引当額	△107百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金資産の純額	-百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社名	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ダイヤモンド電機株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取(注1)	175	未収入金	57
				貸付金の回収(注2)	1,064	関係会社短期貸付金	3,685
				子会社株式の購入(注3)	2,999	未払金	105
				業務委託料の支払(注4)	331		
				被保証債務(注5)	11,079	—	—
子会社	Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	資金の貸付(注2)	545	1年内回収予定の長期貸付金	117
						関係会社長期貸付金	417
子会社	Diamond Electric Hungary Kft. (ハンガリー)	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	資金の借入(注6)	442	関係会社短期借入金	442
子会社	田淵電機株式会社	直接 100.0	経営管理 当社役員の兼任	経営指導料及びブランド料の受取(注1)	284	—	—

- (注) 1. 経営指導料については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として、双方協議のうえ合理的に決定しています。また、ブランド料については、子会社の売上高に一定の料率を乗じて決定しております。
2. ダイヤモンド電機株式会社に対しては運転資金として貸付を行っております。Diamond Electric Mfg. Corporation (米国)に対しては設備投資資金として貸付を行っております。
3. 子会社株式の購入価格については時価を勘案し、協議のうえ決定しております。
4. 業務委託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
5. 当社の金融機関からの借入に対して債務保証を受けております。
6. 運転資金として借入を行っております。
7. 上記金額のうち、国内連結子会社においては取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。また、海外連結子会社においては取引金額及び期末残高ともに消費税等は含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	949円68銭
1株当たり当期純利益	44円74銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 西 田 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 洪 誠 悟 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 西 田 直 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年6月8日

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス株式会社

監査等委員会

監査等委員 入江 正孝 ㊟

監査等委員 吉田 彦佳志 ㊟

監査等委員 岡本 岳 ㊟

監査等委員 古川 雅和 ㊟

(注) 監査等委員 吉田 彦佳志、岡本 岳、及び古川 雅和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上